

豊川市職員の懲戒処分等の指針

平成 18 年 7 月 1 日施行 平成 20 年 4 月 21 日一部改正
平成 24 年 10 月 1 日一部改正 平成 26 年 12 月 1 日一部改正
平成 30 年 11 月 1 日一部改正 令和 6 年 11 月 25 日一部改正

第 1 基本事項

職員は、市民の信頼にこたえるため、常日ごろから誠実かつ公正に職務を遂行することを求められています。そのためには、職員一人ひとりが全体の奉仕者としての責任を強く自覚し、高い倫理観を持って行動することが必要です。

この指針は、懲戒処分等に関する透明性、公正性を確保しつつ、非違行為に対して厳正に対処することを示すことにより、職員に公務員としての自覚を喚起し、不祥事の防止を図ることを目的とするものです。

この指針では、非違行為の代表的な事例を選び、それぞれにおける標準的な懲戒処分の種類を示すものとします。具体的な取扱いの決定に当たっては、

- (1) 非違行為の動機、態様及び結果はどのようなものであったか
- (2) 故意又は過失の度合いはどの程度であったか
- (3) 非違行為を行った職員の職責は、非違行為との関係でどのように評価すべきか
- (4) 他の職員及び社会に与える影響はどのようなものであるか
- (5) 過去に非違行為を行っているか

等のほか、日頃の勤務態度や非違行為後の対応等を含めて総合的に考慮の上判断します。

なお、個別事案の内容、状況に応じて、標準例に掲げる取扱いとせず、加重又は軽減することもあります。

加重する例としては次のとおりです。

- (1) 職員が行った行為の態様等が極めて悪質であるとき又は非違行為の結果が極めて重大であるとき。
- (2) 職員が行った行為の公務内外に及ぼす影響が特に大きいとき。
- (3) 職員が管理又は監督の地位にあるなどその占める職責の度が特に高いとき。
- (4) 職員が過去に類似の非違行為を行ったことを理由として懲戒処分を受けたことがあるとき。
- (5) 職員が処分の対象となり得る複数の異なる非違行為を行っていたとき。

軽減する例としては次のとおりです。

- (1) 職員の日頃の勤務態度が極めて良好であるとき。
- (2) 職員が自らの行為が発覚する前に自主的に申し出たとき。

- (3) 職員が行った行為の非違の程度が軽微である等特別の事情があるとき。
- (4) 職員が非違行為を行うに至った経緯その他の情状に特に酌量すべきものがある
と認められるとき。

また、職員が行った行為が標準例に掲げる非違行為に該当する場合において、当該職員が行った当該非違行為の態様等に照らし懲戒処分を行わないことに相当の理由があると認められるときは、懲戒処分を行わないことがあります。

なお、標準例にない非違行為についても懲戒処分等の対象になり得るものとし、これらについては標準例に掲げる取り扱いを参考に判断します。

第2 懲戒処分等の種類

1 懲戒処分

地方公務員法第29条の規定により職員の非違行為に対し、任命権者が辞令及び処分説明書により行う次の処分が懲戒処分です。

- (1) 免職 職員としての身分を失わせる処分
- (2) 停職 身分を確保したまま、1日以上6月以下の間、職務に従事させない処分
- (3) 減給 1日以上6月以下の間、給料の月額額の10分の1以下に相当する額を
給与から減ずる処分
- (4) 戒告 非違行為の責任を確認させ、その将来を戒める処分

2 監督、指導上の措置

地方公務員法第29条の規定による懲戒処分には該当しませんが、自己の行為に対する責任や管理監督責任を自覚させ、将来を戒めて、職務遂行に対する姿勢の改善、意識向上等を目的として行う文書又は口頭による次の処分が監督、指導上の措置です。

- (1) 訓告 懲戒処分には至らない非違行為に対して行う文書により行う監督、指導上の措置
- (2) 厳重注意 訓告よりも軽微な非違行為に対して文書又は口頭により行う監督、指導上の措置

第3 懲戒処分等の公表

懲戒処分等を行った場合の公表については、次のように取り扱います。

1 公表の対象とする懲戒処分等

- (1) 職務遂行上の行為又はこれに関連する行為に係る懲戒処分
- (2) 職務に関連しない行為に係る懲戒処分のうち、免職又は停職である懲戒処分
- (3) 懲戒処分を受けた職員の管理監督責任に係る監督、指導上の措置

2 公表の内容

- (1) 所属
- (2) 管理職員、一般職員の別
- (3) 年齢
- (4) 性別
- (5) 処分内容
- (6) 処分理由（事案の概要）
- (7) 処分年月日

3 公表の例外

- (1) 被害者又はその関係者のプライバシー等の権利利益を侵害するおそれがある場合、職員個人が特定されるおそれがある場合等は、公表の内容の全部又は一部を公表しない場合があります。
- (2) 収賄など非違行為の内容が重大であり、警察等で所属や氏名が公にされている場合など社会的影響が大きいときは氏名等も公表します。

4 公表の時期及び方法

公表は、懲戒処分等を行った後、速やかに市政記者クラブへ資料提供するとともに、市のホームページに掲載することにより行います。

また、豊川市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例第4条に基づき、懲戒処分等の状況を公表します。

第4 標準例

懲戒処分の標準例は、次の表のとおりです。

非違行為		懲戒処分の種類
1 一般服務関係		
(1) 欠勤	ア 正当な理由なく10日以内の間勤務を欠くこと。	減給又は戒告
	イ 正当な理由なく11日以上20日以内の間勤務を欠くこと。	停職又は減給
	ウ 正当な理由なく21日以上の間勤務を欠くこと。	免職又は停職
(2) 遅刻・早退	勤務時間の始め又は終わりに繰り返し勤務を欠	戒告

	くこと。	
(3) 休暇の虚偽申請	特別休暇等について虚偽の申請をすること。	減給又は戒告
(4) 勤務態度不良	勤務時間中に職務を怠り、公務の運営に支障を生じさせること。	減給又は戒告
(5) 職場内秩序を乱す行為	ア 他の職員に対する暴行により職場の秩序を乱すこと。	停職又は減給
	イ 他の職員に対する暴言により職場の秩序を乱すこと。	減給又は戒告
(6) 虚偽報告	事実をねつ造して虚偽の報告を行うこと。	減給又は戒告
(7) 違法な職員団体活動	ア 地方公務員法第37条第1項前段の規定に違反する行為をすること。	減給又は戒告
	イ 地方公務員法第37条第1項後段の規定に違反する行為をすること。	免職又は停職
(8) 秘密漏えい	職務上知り得た秘密を漏らし、公務の運営に重大な支障を生じさせること。	免職又は停職
(9) 政治的行為の制限等	ア 地方公務員法第36条第1項又は第2項の規定に違反して政治的行為をすること。	減給又は戒告
	イ 地方公務員法第36条第1項又は第3項の規定に違反して政治的行為を行うよう他の職員に求める等の行為をすること。	停職又は減給
	ウ 公職選挙法第136条の2及び政治資金規正法第22条の9の規定に違反して公務員の立場を利用して選挙運動若しくは政治活動に関する寄附等に関与すること。	免職又は停職
(10) 個人情報の目的外収集、使用	ア 職務の用以外の用に供する目的で個人情報が記録された文書、データ等を収集すること。	減給又は戒告
	イ 職務の用以外の用に供する目的で個人情報が記録された文書、データ等を収集し、使用すること。	免職又は停職
(11) 営利企業等従事	許可を得ないで営利企業等に従事すること。	減給又は戒告

(12) 入札談合等に関する行為	市が入札等により行う契約の締結に関し、その職務に反し、事業者その他の者に談合を唆すこと、事業者その他の者に予定価格等の入札等に関する秘密を教示すること又はその他の方法により、当該入札等の公正を害すべき行為を行うこと。	免職又は停職
(13) セクシュアル・ハラスメント(他の者を不快にさせる職場における性的な言動及び他の職員を不快にさせる職場外における性的な言動)	ア 暴行若しくは脅迫を用いてわいせつな行為をし、又は職場における上司・部下等の関係に基づく影響力を用いることにより強いて性的関係を結び、若しくはわいせつな行為をすること。	免職又は停職
	イ 相手の意に反することを認識の上で、わいせつな言辞、性的な内容の電話、性的な内容の手紙・電子メールの送付、身体的接触、つきまとい等の性的な言動(以下「わいせつな言辞等の性的な言動」という。)を繰り返すこと。	停職又は減給
	ウ 相手の意に反することを認識の上で、わいせつな言辞等の性的な言動を執拗に繰り返したことにより、相手を強度の心的ストレスの重積による精神疾患に罹患させること。	免職又は停職
	エ 相手の意に反することを認識の上で、わいせつな言辞等の性的な言動を行うこと。	減給又は戒告
(14) パワーハラスメント(職務上の地位や人間関係などの職場内の優位性を背景に、職務の適正な範囲を超えて、他の職員に精神的、身体的苦痛を与える、若しくは職場環境を悪化させる行為)	ア 職場内の優位性を背景にして、相手の性格や人格を否定する行為、業務上の過度の能力否定や責任追及及び私的なことへの過度な介入などを行い、相手及び同僚等の働く環境を悪化させること。	停職又は減給
	イ アの場合において、パワーハラスメントを執拗に繰り返したことなどにより、相手を強度の心的ストレスの重責による精神疾患に罹患させること。	免職又は停職
(15) 内部通報	ア 非違行為の事実を内部機関に通報した職員を詮索し、又はこれに不利益を及ぼし、若しくは及ぼそうとすること。	停職又は減給

	イ 事実を捏造して非違行為を内部機関に通報すること。	停職、減給又は戒告
(16) 公文書の不適正な取扱い	ア 公文書を偽造し、若しくは変造し、若しくは虚偽の公文書を作成し、又は公文書を毀棄すること。	免職又は停職
	イ 決裁文書を改ざんすること。	免職又は停職
	ウ 公文書を改ざんし、紛失し、又は誤って廃棄し、その他不適正に取り扱ったことにより、公務の運営に重大な支障を生じさせること。	停職、減給又は戒告
2 コンピュータ利用関係		
(1) コンピュータの不適正利用	職場のコンピュータをその職務に関連しない不適正な目的で使用し、公務の運営に支障を生じさせること。	減給又は戒告
(2) 不正アクセス	ア 他人のパスワードを無断で使用し、又はコンピュータ・システムにおける安全上の不備を利用して不正にネットワークにアクセスし、システム又は情報資産等の破壊、改ざん若しくは消去を行い、又は情報を漏洩すること。	免職又は停職
	イ 他人のパスワードを無断で使用し、又はコンピュータ・システムにおける安全上の不備を利用して不正にネットワークにアクセスすること。	停職又は減給
(3) 不正アクセス等のほう助	ネットワーク管理者又はパスワードを付与されている利用権者に無断で当該利用権者のパスワードを第三者に提供すること。	停職又は減給
(4) ウイルス・不正プログラム等の利用	ア 故意にウイルス又は不正なプログラム等を利用してシステム又は情報資産等を損壊させること。	免職又は停職
	イ 故意にウイルス又は不正なプログラム等を利用してネットワークの適正な運用を妨げること。	停職又は減給
3 倫理規程関係		

(1) 贈与等報告書の虚偽	豊川市職員倫理規程（以下「倫理規程」という。）第10条の規定に違反して虚偽の事項を記載した贈与等報告書を提出すること。	減給又は戒告
(2) 利害関係者との間の禁止行為	ア 倫理規程第5条第1項第1号の規定に違反して利害関係者から金銭又は物品の贈与を受けること（ケに掲げるものを除く。）。	免職、停職、減給又は戒告
	イ 倫理規程第5条第1項第1号の規定に違反して利害関係者から不動産の贈与を受けること（ケに掲げるものを除く。）。	免職又は停職
	ウ 倫理規程第5条第1項第2号の規定に違反して利害関係者から金銭の貸付けを受けること。	減給又は戒告
	エ 倫理規程第5条第1項第3号の規定に違反して利害関係者から又は利害関係者の負担により、無償で物品の貸付けを受けること（ケに掲げるものを除く。）。	減給又は戒告
	オ 倫理規程第5条第1項第3号の規定に違反して利害関係者から又は利害関係者の負担により、無償で不動産の貸付けを受けること（ケに掲げるものを除く。）。	停職又は減給
	カ 倫理規程第5条第1項第4号の規定に違反して利害関係者から又は利害関係者の負担により、無償で役務の提供を受けること（ケに掲げるものを除く。）。	免職、停職、減給又は戒告
	キ 倫理規程第5条第1項第5号の規定に違反して利害関係者から未公開株式を譲り受けること。	停職又は減給
	ク 倫理規程第5条第1項第6号から第9号の規定に違反して利害関係者から供応接待を受けること等。	停職、減給又は戒告
	ケ 倫理規程第7条第2項の規定に違反して自己が行った物品若しくは不動産の購入若しくは	免職、停職又は減給

	は借受け又は役務の受領の対価を、それらの行為が行われた場に居合わせなかった利害関係者にそのものの負担として支払わせること。	
(3) 利害関係者以外の者との間における禁止行為	ア 倫理規程第7条第1項の規定に違反して利害関係者に該当しない事業者等から供応接待を繰り返し受ける等通常一般の社交の程度を超えて供応接待又は財産上の利益の供与を受けること。	減給又は戒告
	イ 倫理規程第7条第2項の規定に違反して自己が行った物品若しくは不動産の購入若しくは借受け又は役務の受領の対価を、それらの行為が行われた場に居合わせなかった利害関係者に該当しない事業者等にそのものの負担として支払わせること。	減給又は戒告
(4) 講演等に関する行為	倫理規程第8条の規定に違反して倫理監督者の承認を得ずに利害関係者からの依頼に応じて報酬を受けて、講演等を行うこと。	減給又は戒告
※ 倫理規程関係の非違行為のうち、当該行為が当該職員の職務に関する行為をすること若しくは行為をしたこと若しくは行為をしないこと若しくは行為をしなかったことの対価又は当該職員が囑託を受けその地位を利用して他の職員にその職務に関する行為をさせ、若しくは行為をさせないようにあつせんすること若しくはあつせんしたことの対価として供応接待又は財産上の利益の供与を受けたものであるときは、当該非違行為に应ずる懲戒処分の種類は、免職又は停職とする。		
4 公金、市有物品又は市有財産取扱い関係		
(1) 横領	公金、市有物品又は市有財産（以下「公金等」という。）を横領すること。	免職
(2) 窃取	公金等を窃取すること。	免職
(3) 詐取	人を欺いて公金等を交付させること。	免職
(4) 紛失	公金等を紛失すること。	戒告
(5) 盗難	重大な過失により公金等の盗難に遭うこと。	戒告

(6) 市有物品又は市有財産損壊	故意に職場において市有物品又は市有財産を損壊すること。	減給又は戒告
(7) 出火	過失により職場において市有物品又は市有財産の出火を引き起こすこと。	戒告
(8) 諸給与の違法支払又は不適正受給	故意に条例、規則等に違反して諸給与を不正に支給すること及び故意に届出を怠り、又は虚偽の届出をするなどして諸給与を不正に受給すること。	減給又は戒告
(9) 公金等処理不適正	自己保管中の公金の流用等公金等の不適正な処理をすること。	減給又は戒告
5 公務外非行関係		
(1) 放火	放火をすること。	免職
(2) 殺人	人を殺すこと。	免職
(3) 傷害	人の身体を傷害すること。	停職又は減給
(4) 暴行又はけんか	人を傷害するに至らない暴行を加えること又はけんかをすること。	減給又は戒告
(5) 脅迫又は強要	人を脅迫し、又は人に強要すること。	停職又は減給
(6) 器物損壊	故意に他人の物を損壊すること。	減給又は戒告
(7) 横領	ア 自己の占有する他人の物を横領すること。	免職又は停職
	イ 遺失物、漂流物その他占有を離れた他人の物を横領すること。	減給又は戒告
(8) 窃盗又は強盗	ア 他人の財物を窃取すること。	免職又は停職
	イ 暴行又は脅迫を用いて他人の財物を強取すること。	免職
(9) 詐欺又は恐喝	人を欺いて財物を交付させ、又は人を恐喝して財	免職又は停職

	物を交付させること。	
(10) 賭博	ア 賭博をすること。	減給又は戒告
	イ 常習として賭博をすること。	停職
(11) 麻薬、覚せい剤等の所持又は使用	麻薬、覚せい剤等を所持又は使用すること。	免職
(12) 酩酊による粗野言動等	公共の場所又は乗物において、酩酊して公衆に迷惑をかけるような著しく粗野又は乱暴な言動をすること。	減給又は戒告
(13) 淫行	18歳未満の者に対して、金品その他財産上の利益を対償として供与し、又は供与することを約束して淫行をすること。	免職又は停職
(14) 痴漢行為又はわいせつ行為	痴漢行為又はのぞき行為及び盗撮行為等わいせつな行為をすること。	停職又は減給
(15) ストーカー行為	ストーカー行為をすること。	免職、停職又は減給
(16) 不同意わいせつ	不同意わいせつをすること。	免職
(17) 住居侵入	住居侵入をすること。	停職又は減給
(18) 不適切な借金等による公務への支障	ア 不適切な借金等により、公務に対する信用を失墜させ、かつ公務の運営に支障を生じさせること。(外部に対する影響)	停職、減給又は戒告
	イ 不適切な借金等により、公務の運営に支障を生じさせること。(内部に対する影響)	減給又は戒告
6 飲酒運転・交通事故・交通法規違反関係		
(1) 飲酒運転	ア 酒酔い運転をすること。	免職又は停職
	イ 酒酔い運転で人を死亡させ、又は人に傷害を負わせること。	免職
	ウ 酒気帯び運転をすること。	免職、停職又は減給

	エ 酒気帯び運転で人を死亡させ、又は人に傷害を負わせること。	免職又は停職
	オ 酒気帯び運転で人を死亡させ、又は人に傷害を負わせ、事故後の救護を怠る等の措置義務違反をすること。	免職
	カ 飲酒運転をした職員に対し、車両若しくは酒類を提供し、若しくは飲酒をすすめること又は職員の飲酒を知らながら当該職員が運転する車両に同乗すること。	免職、停職又は減給（飲酒運転をした職員に対する処分の内容、当該飲酒運転への関与の程度等を考慮する。）
(2) 飲酒運転以外での交通事故(人身事故を伴うもの)	ア 著しい速度超過等の悪質な交通法規違反をし、人を死亡させ、又は重篤な傷害を負わせること。	免職、停職又は減給
	イ 著しい速度超過等の悪質な交通法規違反をし、人を死亡させ、又は重篤な傷害を負わせ、措置義務違反をすること。	免職又は停職
	ウ 著しい速度超過等の悪質な交通法規違反をし、人に傷害を負わせること。	停職又は減給
	エ 著しい速度超過等の悪質な交通法規違反をし、人に傷害を負わせ、措置義務違反をすること。	免職、停職又は減給
(3) 飲酒運転以外の交通法規違反	ア 著しい速度超過等の悪質な交通法規違反をすること。	停職、減給又は戒告
	イ 著しい速度超過等の悪質な交通法規違反をし、物の損壊に係る交通事故を起こして措置義務違反をすること。	停職又は減給
7 監督責任関係		
(1) 指導監督不適正	部下職員が懲戒処分を受ける等した場合で、管理	減給又は戒告

	監督者としての指導監督に適正を欠くこと。	
(2) 非行の隠ぺい又は黙認	部下職員の非違行為を知得したにもかかわらず、その事実を隠ぺいし、又は黙認すること。	停職又は減給

第5 施行日等

この指針は、平成18年7月1日から施行し、同日以降に処分事由となる非違行為があった事案について適用します。